

秋田市旧松倉家住宅条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年11月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市旧松倉家住宅条例の施行期日を定める規則

秋田市旧松倉家住宅条例（令和4年秋田市条例第19号）の施行期日は、令和5年3月21日とする。ただし、同条例第2条から第4条まで、第6条および第9条から第11条までの規定の施行期日は、同年2月21日とする。